



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月30日(金) 号外(第10号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 2
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 6
- 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 6
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 6
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 6
- 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 7
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 10
- 群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 10
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 11
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 11
- 群馬県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 11
- 群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 11
- 平成二十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則を廃止する規則 11
- 平成二十八年勸告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を廃止する規則 12
- 平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を廃止する規則 12

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「別表第六大学教育職給料表」を削り、「別表第七福祉職給料表」を「別表第五福祉職給料表」に改める。

第十条第一号中トを削り、チをトとする。

第十六条第一号中「教授、准教授、」を削る。

第二十五条の二を削る。

第二十九条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第一大学教育職給料表の項を削る。

別表第三トの表を削り、別表第三チの表を別表第三トの表とする。

別表第七トの表を削り、別表第七チの表を別表第七トの表とする。

別表第八トの表を削り、別表第八チの表を別表第八トの表とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)
第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第二十三条の二第三項中「第二項」を「前項」に改め、同条第十項中「第二十三條」を「前條」に改める。

第二十八条の五中「(大学学長職給料表の適用を受ける職員を除く。)」を削る。

第二十八条の六第一項中「及び大学学長職給料表」を削り、同条第三項及び第四

項第一号中「大学学長職給料表の適用を受ける職員」を削る。

第二十九条の七第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百十四以上百分の百二十」に改め、「百分の百三十九以上百分の二百三十」を「百分の百三十五」を「百分の九十八・五以上百分の百十」に、「百分の百二十四・五以上百分の百三十九未満、大学学長職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の百六以上百分の百九十五以下」を、「百分の百十九・五以上百分の百三十四未満」に改め、同項第三号中「百分の九十二」を「百分の八十七」に、「百分の百十二」を「百分の百七」に改め、同項第四号中「百分の九十二未満」を「百分の八十七未満」に、「百分の百十二未満、大学学長職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の九十二・五」を「百分の百七」に改める。

第二十九条の七の二第一項第一号中「百分の四十七」を「百分の四十四・五」に、「百分の五十七」を「百分の五十四・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十三・五」を「百分の四十一」に、「百分の五十三・五」を「百分の五十一」に改める。

第二十九条の九第二項を削る。

第三十条の三の二を削る。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

別表第一女子大学の項及び県民健康科学大学の項を削る。

別表第二トの表を削り、別表第二チの表を別表第二トの表とする。

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中「の所長」の下に「並びに群馬

県公立大学法人に勤務する所長」を加え、同表地域機関及び専門機関の項中

監 長 を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

部長 を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

長 官 を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

書館長 を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

を「統括監」に改め、「(女子大学の副所長を除く。)」を削り、

様式第2号(規格A4)(第16条関係)

扶 養 親 族 届

(年 月 日提出)

任命権者 様	所 属			
	職名		氏名	印

条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由(該当する□にレ印を付すこと。)							
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった。							
<input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。							
<input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)がある。							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は、住所)	所得の年額		届出事実 の発生 年月日	届出の 事由
				所得の 種類	金 額		
記入上の注意							
1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。							
2 「同居・別居の別」欄には、別居の場合、住所を市区町村名まで記入する。							
3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。							
4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合、その事由(例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)を記入する。							

参考 <上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

--

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百九十」を「百分の百八十八」に、「百分の二百三十、大学学長職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の百九十五」を、「百分の二百二十」に改める。
附則第五項中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一知事事務部局の部地域機関等(組織規則第二十条に規定する地域機関及び専門機関をいう。)の項中「専門官 管理部長」を「専門官」に、「主監 援護寮長」を「主監」に、「事業所長 附属図書館長」を「事業所長」に、「医長 外国語研究所副所長」を「医長」に、「こころの健康センター部長 教務主任」を「こころの健康センター部長」に改め、同表病院局の部専門機関の項中「院長 院長代行」を「院長」に、「副院長 院長補佐」を「副院長」に、「人間ドック推進担当部長」を「健康指導部長 地域医療連携室長 診療情報管理室長 母子保健室長 感染対策室長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第八号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表口の表第一号区分の項第一号中「平成十八年四月以後適用されている」を「平

成十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「平成十八年四月以後の給与条列」を「平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条列」に改め、別表口の表第二号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の給与条列」を「平成十八年四月一日以後適用されている給与条列(他の条列等において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の給与条列」という。)」に改め、別表口の表第四号区分の項第六号、第六号区分の項第七号及び第七号区分の項第七号中「平成十八年四月以後の給与条列」を「平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条列」に改め、別表口の表第八号区分の項第六号中「平成十八年四月以後」を「平成十八年四月以後の給与条列」に改め、同項第七号中「平成十八年四月以後の給与条列」を「平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条列」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第九号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「研究職給料表又は大学教育職給料表」を「又は研究職給料表」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事事務部局の項中「統括監 事務局長 管理部長 管理部次長 学部長 研究科長 附属図書館長」を「統括監」に改め、同表教育委員会の項中

教育事務所	所長 管理主監 次長 総務係長 学校教育係長
教育事務所	所長 管理主監 学校教育係長

「次長 庶務を分掌する係の係長」を「次長」に改め、同表備考第三号を削る。
 附則
 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会規則第十一号

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
 第三条第三項第六号中、「第四条第三項において同じ」を削る。
 第四条第二項中、「(第六条の四第三項において「上限額」という。)」を削り、同項の表中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「前項」に改め、同項第一号中「第二項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」における群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額並びに」とを削り、同項第三号中「第二項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」における群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)第二条第二項の規定により定め

られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額並びに同日」とを削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。
 第五条第二項各号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「前条第五項各号」を「前条第四項各号」に改める。
 第六条の二から第六条の四までを削る。
 第七条中「若しくは第六条の二」及び「若しくは前条」を削る。
 別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条関係)

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される公署

所在地	公署	級別区分
多野郡上野村大字勝山九四	藤岡警察署上野駐在所	二級地
多野郡神流町大字神ヶ原三五三の五	藤岡警察署中里駐在所	
吾妻郡中之条町小八八の一	吾妻警察署小戸駐在所	
吾妻郡長野原町大字川原湯金花山四五	長野原警察署川原湯駐在所	
吾妻郡嬭恋村大字芦生田五九九の五	長野原警察署嬭恋交番	
吾妻郡嬭恋村大字大前七八五	長野原警察署大前駐在所	
吾妻郡中之条町大字四万三八二の九	吾妻警察署四万駐在所	一級地
吾妻郡長野原町大字北軽井沢一九八七の三六九	長野原警察署北軽井沢駐在所	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢二〇三二の二三	浅間家畜育成牧場	
吾妻郡嬭恋村大字田代三〇一	農業技術センター高冷地野菜研究センター中之条土木事務所三原事業所	
吾妻郡嬭恋村大字田代九八四の五	長野原警察署田代駐在所	
吾妻郡東吾妻町大字岩下三〇〇	吾妻警察署岩下駐在所	
吾妻郡東吾妻町大字大戸三六二の一	吾妻警察署大戸駐在所	
利根郡片品村大字鎌田三八六六の一	沼田警察署尾瀬駐在所	
利根郡みなかみ町藤原二一九一	沼田警察署藤原駐在所	

備考

一 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成三十年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。
 二 この表に掲げる公署のうち、吾妻警察署小雨駐在所については、冬期は、級別区分が三級地である公署として同表に掲げられているものとし、吾妻警察署四万駐在所、長野原警察署北軽井沢駐在所、浅間家畜育成牧場、農業技術セン

ター高冷地野菜研究センター、吾妻警察署岩下駐在所、吾妻警察署大戸駐在所及び沼田警察署藤原駐在所については、冬期は、級別区分が二級地である公署として同表に掲げられているものとする。

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される公署

吾妻郡東吾妻町大字厚田一九八六の四	畜産試験場吾妻肉牛繁殖センター	一級地
所	在	地
公	署	級別区分

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成三十年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(特勤公署とされていた公署に勤務する職員の特勤勤務手当の月額等に関する経過措置)

第二条 この規則による改正後の群馬県職員の特勤勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条に定めるもののほか、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「条例」という。)第十三条の二第一項に規定する特勤公署(以下「特勤公署」という。)とされていた公署のうち人事委員会の定める公署は、平成三十二年三月三十一日までの間、特勤公署とする。

2 前項の規定に基づき特勤公署とされた公署に勤務する職員の条例第十三条の二第一項及び第二項の規定による特勤勤務手当の月額は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特勤勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の群馬県職員の特勤勤務手当等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)による当該公署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

3 前項の特勤勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第三条第二項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(以下この条において「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。)と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(第五項第二号において「施行日の前日」に係る基礎額)とを合算した額(その額が勤務することとなった日等に係る基礎額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額(以下この項において「特勤勤務手当経過措置特例基礎額」という。)を超えることとなる期間については、当該特勤勤務手当経過措置特例基礎額)とする。

4 改正後の規則第三条第三項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、勤務することとなった日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えられた同条第二項の規定の例による勤務することとなった日等に係る基礎額とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)又は改正後の規則第三条第二項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったものに係る前二項の規定による特勤勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 勤務することとなった日等に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第三条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条において「育児短時間算出率」という。)で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第三条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第三条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ 施行日の前日に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に受けていた給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

6 第一項の規定に基づき特勤公署とされた公署に勤務する職員のうち、改正前の規則第三条の二各号に掲げる公署であつた公署(次項において「改正前の特勤特勤公署」という。)に勤務する職員には、平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで及び同年十一月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特勤勤務手当を支給しない。

7 第一項の規定に基づき特勤公署とされた公署に在勤する職員の条例第十三条の三

第一項又は第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当(第五号に掲げる職員にあっては、冬期に支給するものに限る。)の月額を、改正後の規則第四条第二項及び第三項並びに第五条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

一 施行日において条例第十三条の三第一項に規定する準特地公署(以下「準特地公署」という。)に該当することとなった公署以外の公署に在勤する職員(次号に掲げる職員を除く。)に準ずる手当経過措置基礎額に百分の五(改正後の規則第四条第二項又は第五条第二項に規定する日(以下「異動の日等」という。)から起算して四年に達した日時から五年に達する日までの間については百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日後については百分の二)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 施行日において準特地公署に該当することとなった公署以外の公署であつて、改正前の特定特地公署であつた公署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 冬期 準ずる手当経過措置基礎額に百分の五(異動の日等から起算して四年に達した日時から五年に達する日までの間については百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日後については百分の二)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

三 施行日において改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地公署に該当することとなった公署であつて、改正前の特定特地公署であつた公署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前号イに定める額

ロ 冬期 当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零)を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

四 施行日において準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員(前号及び次号に掲げる職員を除く。) 当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零)を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

五 施行日において準特地公署に該当することとなった公署であつて、改正前の特定特地公署であつた公署に在勤する職員(第三号に掲げる職員を除く。) 第三

号ロに定める額

8 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額(以下この項において「準ずる手当経過措置特例基礎額」という。)を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特例基礎額)とする。

9 育児短時間勤務職員等又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る給料の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

(級別区分が下位となつた特地公署に勤務する職員の特勤勤務手当の月額等に関する経過措置)

第三条 施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となつた期間を有する公署(改正前の規則別表の一の表に掲げられていた公署のうち、施行日に改正後の規則第三条の二各号に掲げる公署(以下「特定特地公署」という。)を除く。)に勤務する職員の条例第十三条の二第一項及び第二項の規定による特勤勤務手当(冬期以外の期間のみ級別区分が下位となつた公署に勤務する職員にあっては冬期以外の期間に支給するもの)に限り、冬期のみ級別区分が下位となつた公署に勤務する職員にあっては冬期に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間(その期間内に当該下位となつた期間を有する公署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となつた場合又は特地公署に該当しないこととなつた場合)にあっては、その級別区分が異なり、又は該当しないこととなつた日の前日までの間)、施行日の前日から引き続き当該下位となつた期間を有する公署に勤務している職員にあっては改正後の規則第三条の規定による特勤勤務手当の月額に、前条第三項から第五項までの規定による特勤勤務手当経過措置基礎額に当該下位となつた期間を有する公署の下位となつた期間における改正前の規則による級別区分に係る支給割合から改正後の規則による級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

(準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額等

に関する経過措置)

第四条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、平成三十二年三月三十一日までの間、準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員は、改正後の規則第四條第二項及び第三項並びに第五條第二項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第二条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

2 前項に規定する準特地公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員のうち、改正前の規則第四條第五項第二号に掲げる準特地公署であつた公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

(改正後の規則第四條第四項第二号に掲げる公署に該当することとなつた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署(改正前の規則第四條第五項第二号に掲げる準特地公署であつた公署を除く。)のうち、施行日に改正後の規則第四條第四項第二号に掲げる準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員(冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第四條第二項及び第三項並びに第五條第二項の規定にかかわらず、平成三十一年十月三十一日までの間(その期間内に当該公署が同号に掲げる準特地公署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間)、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては附則第二条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十一年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四條第四項及び第五條第三項の規定は、適用しない。(雑則)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要経過措置は、人事委員会が定める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員等の処遇等に関する規則(昭和十三年群馬県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、派遣職員が、群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「県職員給与条例」という。)第五条第四項又は群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「公立学校職員給与条例」という。)第六条第四項の規定により標準号給数(県職員給与条例第五条第五項に規定する人事委員会規則で定める基準又は公立学校職員給与条例第六条第五項に規定する教育委員会規則で定める基準において当該派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)第二十九条の七第一項第三号又は群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県教育委員会規則第十七号)第四十四条の七第一項第三号に掲げる職員であるものとする。

附 則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十三号

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成三年群馬県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十九條第三項第一号イ」を「第十九條第三項第一号」に改め、同項第三号イ中「第五條第四項」を「第五條第五項」に改め、同条第三項中「又は第一号イ」を「第一号」に改め、同項第三号イ中「第五條第四項」を「第五條第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十四号

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又は第二十八条の六第一項」を「若しくは第二十八条の六第一項」に、「同法」を「又は同法」に改め、「又は群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年群馬県条例第一号) 附則第七条の規定による給料を受ける職員(以下「平成二十八年経過措置職員」という。)」を削る。

第十六条第七項中「任期付短時間勤務職員又は平成二十八年経過措置職員」を「又は任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年群馬県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十七号を第二十九号とし、第二十一号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 群馬県公立大学法人

第二条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 一般社団法人地方税電子化協議会

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十六号

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十七号

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十七号を第二十九号とし、第二十一号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 群馬県公立大学法人

第四条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 一般社団法人地方税電子化協議会

第十四条第三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び同条第五項に規定する院長代行」を削る。

附 則

別表知事部局の項中「女子大学事務局長、県民健康科学大学事務局長、」を削る。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十八号

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十八年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十九号

平成二十八年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を廃止する規則

平成二十八年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（平成二十八年群馬県人事委員会規則第二十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十号

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を廃止する規則

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（平成二十九年群馬県人事委員会規則第二十号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
